



クラウドクレジット・ファンディング合同会社
2023年10月3日

【ユーロ建て】欧洲不動産担保ローンファンド1号 実行通知書（1回目）

投資家の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

本通知書では、本ファンドの運用状況に関して下記の通りお知らせします。なお、本通知書で用いる用語の定義は本ファンドの匿名組合契約（以下、「本件匿名組合契約」と言います。）に準じます。同契約、または、本通知書末尾の本件匿名組合契約書の定義集および関連条項の抜粋をご参照ください。

記

本ファンドにつきまして、本営業者がお預かりした出資金を元に送金した仮払金を原資として、本営業者グループ会社が本件貸付を行いました。それに伴って、本営業者は本営業者グループ会社に本件ローン貸付を行いました。

本件匿名組合契約書第2.1条の5に定める通り、本営業者は本件ローン貸付の返済スケジュールおよびそれに従う分配のスケジュール、予定利回り等を最終の本件ローン貸付実行後に通知いたします。それに先立って、取り急ぎ上記の実施済み本件貸付および仮払金の状況等を次葉以下でお知らせしたく、本通知書をお送りいたします。

以上

引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号

通知の内容

A. 出資金及び仮払金の状況

番号	項目	本件匿名組合契約書の用語	値
1.	本ファンド投資家の皆様よりお預かりした出資金の総額	出資金額	20,610,000 円
2.	1.のうち営業者報酬の仮受金	営業者報酬	618,300 円
3.	1.のうち本営業が本営業者グループ会社へグループ会社間の仮払金として送金した金額（円）	本件仮払金	19,991,700 円
4.	同上（ユーロ）	同上	125,269.13 ユーロ
5.	4.のうち本件ローン貸付の金額	本件ローン貸付の金額	43,300.00 ユーロ
6.	4.のうち留保金額	本件貸付事務委託手数料に充当するために留保すべき金額	649.50 ユーロ
7.	4.のうち貸付未実行の仮払金	なし	81,319.63 ユーロ
8.	3./4.の実績外国為替レート（1ユーロあたり）	なし	159.59 円

B. 本件貸付債権の一覧

番号	貸付日	貸付金額(€)	担保評価額(€) ¹	LTV ²	利率/年	期間(月)	種類	資金使途	予定返済原資
01	23.9.21	43,300	1,830,000	50.0%	11.50%	12	Development	9戸の集合住宅（専有面積計 892.2平米）の建設	左記住戸販売収入
02	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-
03	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-
04	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-
05	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-

¹ 第三者の評価者による不動産鑑定額を記載しています。

² 「LTV = ローン残高 / 担保評価額」で、値が小さいほど担保による保全率が高く、従って担保処分によるローンの回収確度が高いことを意味します。なお、分子となるローン金額には、本営業者グループの貸付残高だけでなく、担保を同じくする他の貸付人の貸付残高（実行済および近く実行予定のものを含む）を加えています。

本件匿名組合契約書の定義集および関連条項の抜粋¹

定義集

用語	定義
本営業者	クラウドクレジット・ファンディング合同会社
本営業者 グループ会社	エストニア共和国法に基づき設立された法人である Crowdcredit Estonia OÜ（住所：Tartu maakond, Tartu linn, Tartu linn, Raekoja plats 20, 51004 Estonia）をいう。
本件仮払金	本件匿名組合契約及び他の匿名組合契約に基づく当初出資金又は追加出資金の支払を受けた後、本件ローン貸付の実行に先立ち、本件ローン契約が締結された場合に本件ローン貸付の実行代り金に充てるための資金として、当該出資金のみを原資として、当該出資金の全額から営業者報酬その他の費用を控除した残額を、本営業者が本営業者グループ会社に対し、当初出資金の場合は申込期間の満了後原則として 6 営業日以内に、追加出資金の場

¹ 本件匿名組合契約書と記載が異なる場合には、本件匿名組合契約書の内容が優先します。

	合は当該追加出資金の支払あってから原則として 6 営業日以内に、仮払いすることによるユーロ建ての預け金をいう。なお、本件仮払金は、本件ローン貸付が実行された場合には、その実行代り金に充当され、本件仮払金の支払日から起算して 90 日以内にかかる実行代り金に充当されなかった残額がある場合には、当該残額は、本件ローン貸付に係る元利金支払日のうち最も早い日に、本営業者に返還される。本件仮払金の返還に際しては、利息を付さない。
本件ローン貸付	本件匿名組合契約及び他の匿名組合契約に基づく出資金のみを原資として、各本件貸付に関し、当該本件貸付に係る貸付金及び本件事務委託手数料に充てるための資金として本営業者が本営業者グループ会社に対して行う貸付をいう。
本件貸付	各本件ローン貸付に関し、本営業者グループ会社が当該本件ローン貸付の実行代り金のみを原資として本件ポータルを通じて行う貸付をいう。

関連条項

第 2.1 条（本件営業）の 4	本件仮払金の支払日から起算して 90 日以内に本営業者グループ会社が各本件貸付に係る契約を締結するごとに、本営業者は、当該本件貸付に係る貸付金の額に当該本件貸付に係る本件貸付事務委託手数料に充当するために留保すべき金額として当該貸付金の額に 1.5% を乗じた金額を加えた合計額を元本金額とする本件ローン貸付を当該本件貸付と同日に実行する内容の本件ローン契約を締結し、本件仮払金のうち当該元本金額に相当する部分を当該本件ローン貸付の実行代り金に充てる。本営業者は、各本件ローン契約の締結にあたり、対応する本件貸付が別紙 2 に記載する本件貸付基準に適合するかを確認し、かつ、別紙 3 に記載する本件ローン貸付基準を遵守する。
同条の 5	本営業者は、本件ローン貸付の返済スケジュールを、本件ローン貸付が実行された後（複数の本件ローン貸付実行された場合には、最終の本件ローン貸付が実行された後）、速やかに本匿名組合員に通知する。